

令和2年度 山口市立大殿中学校いじめ防止基本方針

校 訓 独 往 自 立

志を立てて自分の信じる道を自らの手で切り開いていく

学校教育目標 ふるさとを愛し、国際社会で活躍する生徒の育成

チャレンジ目標 情感を培い、自他の幸せを考える

チャレンジ目標の実践

- 温かい言葉をかけ合おう
- 人の話をよく聴こう

重点目標と達成のための努力点

- ① チャレンジ目標に基づいた温かい学校・学級づくり
 - いじめを許さない気運の醸成
 - 生徒会を中心とした生徒集会などの活動の充実
- ② 生徒の主体性や自尊感情を育て高める指導の工夫
 - お互いに考えを伝え合い、知識を深められる授業づくり
 - 生徒が主体となる学校行事や部活動の運営
- ③ 地域及び校種間の連携強化
 - 地域貢献活動（OTK活動）への積極的な参加
 - 他校種との交流・共同活動の充実
 - コミュニティ・スクールの推進
- ④ 生徒・保護者との信頼関係の構築
 - 思いを受け止めようとする雰囲気や体制づくり
 - 不登校生徒への組織的な対応

地域の特色

市の中心部に位置し、校区内には県庁や歴史的な名所・旧跡が多く存在する。地域は学校に協力的であり、教育力も高い。しかし、マンション新築や新興住宅地も増え、地域内でのつながりが薄れてきている。また、家庭の教育力も少しずつ低くなってきている。

生徒の現状

概ね健全な生活・学習態度が身につけているが、夢や志を描きチャレンジする意欲や実践力は高いとは言えない。また、自分の思いや考えを主体的に表現する力やコミュニケーション能力、人間関係調整力が不十分である。そのため特に自己有用感や自尊感情の育成に力を入れて取り組むことで、それらの力を高めることが課題である。

いじめの定義

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって当該行為の対象になった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

- * 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人間関係を指す。
- * 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的なことではなく、いじめられた生徒の立場に立つことが重要である。また、いじめの認知は、特定の教職員によるものでなく、いじめ対策委員会において行うこととする。

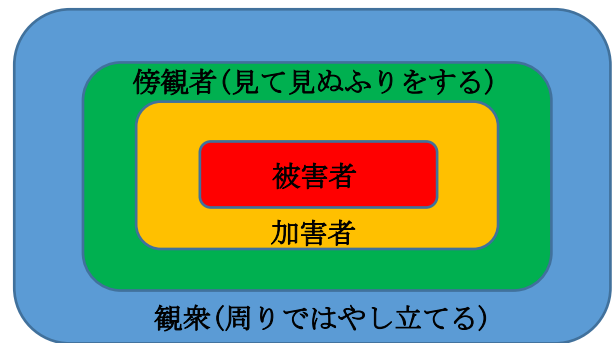
この際、いじめには多様な形態があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり「心身の苦痛を感じているもの」とある要件が限定して解釈されることがないように努める。例えば、けんかやふざけ合い、いじりであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

具体的ないじめの態様

- ◇ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ 軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

いじめ防止等の対策に関する基本理念

「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識を持つことが重要である。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または身体に重大な危険を生じさせることがあるため、いじめに軽重をつけることなく丁寧に対応することが重要である。



加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動など所属集団の構造上、「観衆」としてはやし立てたり、面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在に注意を払い、集団全体にいじめを容認しない雰囲気形成されるようにすることが大切である。

いじめ問題については、「いじめは人間として、絶対に許されない」との意識を生徒、教職員、保護者、地域で共有し、子どもたちを「加害者にも、被害者にも傍観者にも、観衆にもしない」ために、社会全体で子どもたちを見守る体制づくりが必要である。学校は、誰もが安心・安全を確保され、共に成長し合える環境でなければならない。

また、「いじめ」の中には、生徒の生命や心身に重大な影響を及ぼすものもあるため、学校は、「いじめ」を確認した場合は、速やかに教育委員会に報告し、全校体制で迅速・的確・丁寧な対応を行う。事案によっては犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は、財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものがある。これらについては、教育的配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取り合い、いじめが確実に解決するまで、粘り強く取り組むことが重要である。

いじめ等の防止の取り組み

1 未然防止（いじめ根絶運動等）

学校は、すべての生徒や教職員が安心・安全に生活できる場、すべての生徒や教職員の基本的人権が保障される場でなければならない。そのため、学校は、いじめの「未然防止」に向けて、生徒が、互いに心を通じ合わせることができるよう、コミュニケーション能力や人間関係調整力の育成に努め、授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくるよう努める。

未然防止の取組

◎生徒指導・教育相談体制の充実・強化

- 教職員の資質能力の向上（長期休業中の研修会の実施）
- 生徒指導・教育相談部会での情報の共有及び指導方針の確認
- 教育相談の充実（学期ごと年3回の定期教育相談 ポスト相談）
- 家庭、地域との連携（家庭との信頼関係の構築・地域の情報ネットワークの構築）
- 校種間連携の一層の促進（出前授業・交流授業の実施）

- 教職員が生徒と向き合うことができる体制の整備
- チャレンジ目標「情感を培い、自他の幸せを考える」を生かした温かい学級、学校づくり
- 生徒の自己有用感、自尊感情の育成
- ◎学校の教育活動を通した取り組み
 - 「AFPYの5つの視点」に基づく授業づくりの推進
 - 授業規律の徹底（3分前入室・2分前着席・1分前黙想の全クラスでの実施）
 - 各教科、総合的な学習の時間
（生徒同士または教員との信頼関係を基盤として、教育効果を高める授業づくり）
 - 道徳教育（豊かな心を育み、一人ひとりの健全な成長が促される取組）
 - 特別活動等（思いやりの心や社会性を育み、人間関係や生活体験豊かなものとする活動を実施）
 - ・生徒会によるいじめ防止標語の募集（優秀作品を各クラスに掲示）
 - ・生徒会によるあいさつ運動
 - ・OTK活動の充実
 - 情報モラル教育の充実
 - 自殺予防教育の導入の検討
- ◎いじめ対策委員会による評価、検証、改善
 - いじめ対策会議の開催（年3回）
- ◎学校評価による評価・検証・改善

2 早期発見（把握しづらいいじめの発見、アンケートや情報収集等）

いじめは目につきづらい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど判断しづらい形で行われることが多い。このことをすべての教職員が認識し、些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりを持つことが大切である。そして、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知し、速やかに情報共有することが必要である。

このため、生徒に関する情報を生徒指導・教育相談部会で集約し、全教職員で共有する。学校は、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう細心の注意を払うとともに、週1回の生活アンケート調査、月1回の「みんなあ」アンケートや教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、積極的にいじめの実態把握に取り組む。

また、いじりと言われる行為について、いじりといじめの境界は不明瞭であるため、見えないところで被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。いじりを受けた生徒が嫌な思いをしたり苦痛を感じていたりすればいじめであり、いきすぎたいじりに対しては、適切な指導が行われなければならない。そのため、いじりの背景にある事情等の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目した対応が必要である。

いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、次のように分類している。

【 レベル 1 】 日常的衝突としてのいじめ

社会性を身につける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義にてらし、いじめと認知し指導すべきもの。

【 レベル 2 】 教育課題としてのいじめ

生徒間トラブルが、日常的な衝突を越えた段階までエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があるもの。

【 レベル 3 】 重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又は、いじめに起因して生徒の欠席が続いているなど、最終的に重大事態に至る可能性のあるもの。

早期発見の取組

◎校内指導体制の確立

- 複数の教職員による指導体制づくり
- 教育相談担当・養護教諭の役割の明確化（SCとの連携及びいじめ対策委員会への参加）
- 生徒指導・教育相談部会の開催（校長、教頭、生徒指導主任、教育相談担当教員、学年生徒指導、養護教諭、SCが参加し週1回実施）
- 職員会での問題行動等の共有化（部会の記録を全職員で共有）

◎具体的な取り組み

○いじめられている児童生徒のサインを見逃さない取組

「誰にも相談できない生徒がいるのではないか」との認識のもと、日常の観察、生活アンケート、週1アンケートや必要に応じて「Fit」など客観テストの実施により、総合的に内面の変化をとらえ、個別の教育相談を実施する。

いじめが潜在化、偽装化していないか日常の対話や遊びなどを通して、生徒が発するサインを鋭くキャッチする。

生徒に寄り添い、些細なことでも相談しやすい環境づくりに努めるとともに、日常的に機会をとらえて声かけを行う。

アンケート調査や個人面談において、生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、生徒からの相談に対しては、必ず迅速かつ組織的に対応する。

○不登校早期対応カードの活用（病気以外の理由で欠席が続く場合）

欠席1日目 家庭連絡

欠席2日目 家庭連絡 家庭訪問 様子を聞き、心配している気持ちを伝える

欠席3日目 家庭訪問 本人確認するとともに、保護者から状況の確認をする

○生活アンケート（週1回）の実施

毎週木曜日に行い、何かあればその週内に対応する。

○「みんしあ」アンケート（月1回）の実施

気になることには、担任、教育相談担当を中心に迅速に対応する。

○生活ノートによる担任とのコミュニケーション

毎日確認し、生徒とのコミュニケーションを深める。

○信頼関係に基づいた教育相談活動

教育相談担当教員、養護教諭等を中心として、SCやSSW等の外部人材等を活用して校内の教育相談体制を充実させる。そして、生徒や保護者に校内の相談窓口について相談室だよりで周知し、相談体制が整っていることを知らせる。

3 早期対応（現に起こっているいじめの対応）

いじめを発見・通報を受けた場合には、特定の教職員のみで抱え込まず、校長のリーダーシップの下、「いじめ対策委員会」を中核として、全校体制で速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の理解、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組むこととする。

いじめに関わる情報が寄せられたときは、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策委員会に報告し、学校の組織的対応につなげる。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係わる情報を適切に記録しておく。

いじめ対策委員会においていじめの情報共有の手順や共有すべき情報を明確に定めておき、情報共有を行った後は事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた生徒を徹底して守り通す。

◎いじめを認知した場合の初期対応（疑われる場合を含む）

○事実関係の確認

通報者の思いの共感的理解と関係者からの情報収集（報告・連絡・相談・記録）

○いじめ対策委員会の開催

情報集約、情報の共有を行う。

生徒、保護者への対応方法の検討・確認を行う。

（いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒、観衆、傍観者等）

状況に応じて、関係機関等と連携して対応する。

○「いじめ速報カード」等による報告（報告・連絡・相談・記録・確認）

学校長は、いじめについて認知した内容を市教育委員会へ速やかに報告する。

○当事者・周囲からの聴取（調査）

いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒及び周囲の生徒から聴取する。

○職員会議の開催（状況に応じて）

全教職員に周知と共通理解及び今後の対応策の検討と役割分担をする。

○生徒、保護者への対応

・いじめを受けた生徒への支援

共感的理解、SC 等による心のケア、家庭訪問、緊急避難（相談室の利用等）

- ・いじめを行った生徒への指導、支援
謝罪について、SC 等による心のケア
- ・学級など集団（周囲の生徒）への指導、支援
- ・関係機関との連携

○インターネット上のいじめへの対応

インターネット上のいじめは、発信された情報の拡散や発信者の匿名性、非公開の SNS やコミュニケーションアプリの閉鎖性等の特性を踏まえて対応することが必要である。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求罪の対象となり得る。学校は、生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、いじめを受けた生徒に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

・初期対応

インターネット上の掲示板サイト、チャット、コミュニケーションアプリ上での誹謗中傷、他者の個人情報流出等のインターネット上のいじめについては、基本的にはいじめの早期対応と同様であるが、いじめを受けた生徒からの申し出の内容を精査する過程で、実際に掲示板サイトやコミュニケーションアプリ上の書き込みなどを確認するとともに、本文等を印刷または写真撮影するなどして記録しておく。

・関係機関との連携

必要に応じて、地方法務局、山口総合支援センター配置のネットアドバイザー、少年安全サポーター等に相談し、指導助言に基づいた対応を行う。学校と警察が連携した対応が必要と認められる悪質な事案等については、少年安全サポーターや山口警察署、県警サイバー犯罪対策室とチーム編成し問題の早期解決に努める。

・被害拡大の防止

いじめを受けた生徒・保護者の意向を確認した上で、掲示板サイト管理者等への削除依頼、当該コミュニティサイトを利用している生徒への直接指導等、削除の徹底・確認等、具体的な対応を行い、被害の拡大を最小限に抑える。

4 いじめの防止等に向けた家庭（保護者）・地域との連携

「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」を共通理解する。

いじめの問題は、学校だけで解決しようとせず、家庭・地域と緊密に連携・協働して解決を図る姿勢が重要である。学校を家庭・地域に開かれたものにしていくため、日常の取組の情報発信を積極的に行うとともに、PTA や地域教育ネット、学校支援ボランティアなど、地域の関係団体等と共に協議する機会を設け、学校基本方針の共通理解を図りながら、情報交換や協力の要請を行う。

また、学校の相談窓口を家庭や地域に対して周知するとともに、寄せられるいじめやこれに関連すると思われる情報に対し、学校は迅速に誠意ある対応を行う。

◎家庭（保護者）との連携

日頃から、学校基本方針に基づくいじめ問題に対する学校の姿勢や取組を、機会あるごとに家庭に示し、いじめに対する認識や、協働した取組への理解を求めます。

また、いじめは保護者の訴えから認知されるケースも含め、認知したいじめを解決していくためには、保護者と緊密な連携を図り、心の痛みを共有しながら取組を進めていくことが必要であることから、日頃からの信頼関係づくりに努めます。

さらに、保護者からの意見を課題把握に生かし、学校及び組織の活性化を図る。そして、定期的な学校（学年）だよりの発行、電子メール等を活用した情報発信に努め、学校に対して理解と信頼が深まる取組を行う。

○いじめを受けている生徒の保護者への対応

- ・積極的に SC や SSW 等と連携する。速やかに保護者との面談の時間を設定し、保護者の思いを把握する。
- ・教職員が保護者と一緒に考え、生徒のためにいじめを解決していく姿勢を示す。
- ・いじめを受けている生徒の保護者の信条を共感的に理解した上で対応する。
- ・いじめの全容の解明に努め、時間はかかってもより正確な事実の確認に基づいた保護者への説明を行う。学校として不都合な事実があっても、知り得た情報を丁寧に提供する。
- ・「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」との認識に立ち、いじめを受けている生徒の人権を護り、いじめを行っている生徒に対して毅然とした姿勢で臨むことを明確にする。
- ・保護者の不満や怒りを受け止め、学校が全力で対応していることを伝え、いじめの問題解決に対する学校の指導について信頼と協力を得る。

- ・個人情報が出漏れないよう徹底した情報管理をする。
- ・いじめの解決には、長時間の継続的指導が必要な場合が多い。保護者の全面的協力を得るためにも、より一層緊密な連携を図る。

○いじめを行っている生徒の保護者への対応

- ・積極的に SC やや SSW と連携する。特に、いじめを行っている生徒・保護者がいじめの事実を認めない場合や保護者が第三者的な立場の者の同席を臨む場合は人権擁護委員、少年安全サポーター等とも連携する。
- ・正確な事実を確認し、憶測は避ける。
- ・「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」との認識のもと、いじめられている生徒の立場に立って真摯に取り組んでいることへの理解を得る。
- ・いじめを受けている生徒・保護者に対する謝罪の仕方、自分の子どもへの指導の在り方等、保護者の意向を確認しながら具体的に助言する。
- ・いじめを行っている生徒が複数の場合、その個々の関わり方について説明するとともに、「関わり方の違いに関係なく、いじめを行っている立場は同じである」という理解を得る。
- ・なぜいじめを行ったのか、その原因・背景を保護者と共に考える。
- ・苦慮している保護者の心情に寄り添い、生徒のよりよい成長のために協力を依頼する。

○臨時保護者会の開催

いじめ等に関する問題に関して、臨時に保護者会等を開催することになった場合、次の点に留意する。

- ・誤った情報や不正確な憶測が広がらないよう、学校が直接説明を行い、保護者の理解を得るとともに、再発を防止するために開催する。
- ・開催に当たっては、いじめられている生徒・保護者の心情に寄り添い、可能な限り意向を尊重する。
- ・いたずらに不安感をあおることのないよう、事実関係を整理して説明する。
- ・学校としての責任を明らかにし、非は非として心より謝罪する。
- ・いじめを行っている生徒・保護者の個人の責任を問う場にならないように配慮する。
- ・学校で行うこと、家庭でできることをはっきりさせ協力を求める。
- ・一方的な情報伝達に終わらないよう、保護者の意見をよく聞く。
- ・プライバシーや個人情報の保護には十分留意する。

◎地域や関係機関等との連携

生徒の実態等を地域に知らせ、いじめに対する関心を高めるとともに、地域と連携していじめ対策に取り組むことが大切である。

○学校と地域との連携

- ・いじめに関する連絡・情報があったときは、迅速に事実関係を確認し、指導・対応の後は、情報提供者に必要な事項を報告する。
- ・情報源については、秘密を厳守するとともに、学校から地域の関係者へ提供された情報についても、慎重な取り扱いを依頼する。
- ・地域との連携に努めながらも、あくまでも学校としての主体性を保ちながら、具体的にいじめへの対応を行う。

○学校と関係機関との連携

- ・いじめの早期解決のため、必要に応じて「いじめ対策委員会」に関係機関や外部専門家等の参画を得る。
- ・いじめが犯罪行為である疑いがある場合は教育的配慮のもと、山口警察署と連携して対応することが必要である。

5 いじめの解消について

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ・いじめに係わる行為が止んでいること（3ヶ月を目安）
- ・被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと（面談等により確認する）

上記の2つの要件が満たされていても、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえて、被害、加害生徒を日常的に注意深く観察する。

6 重大事態への対応（生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等の対応）

◎重大事態の判断

○いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・生徒が自殺を企図とした場合
- ・身体に重大な障害を負った場合

- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき

- ・不登校の定義を踏まえ、年間 30 日（目安）欠席している場合

○その他の場合

- ・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

◎重大事態の報告

重大事態と判断したときは、直ちに山口市教育委員会に報告する。

山口市教育委員会より派遣されたいじめ対策サポートチームの協力のもと、以下の対応を行う。

◎いじめを受けた生徒への対処

重大事態の対応は、たとえ不都合なことがあっても事実としっかり向き合い、公平性・中立性の確保と個人へのプライバシーへの配慮を重視しつつ、迅速、的確かつ組織的に対応する。

いじめの解決に向けての様々な取組を進めていく中で、いじめを受けた生徒の立場に立って、保護者と十分に連携を図り、緊急避難としての欠席や区域外就学等の弾力的な対応を検討し、当該生徒をいじめから守り通す。

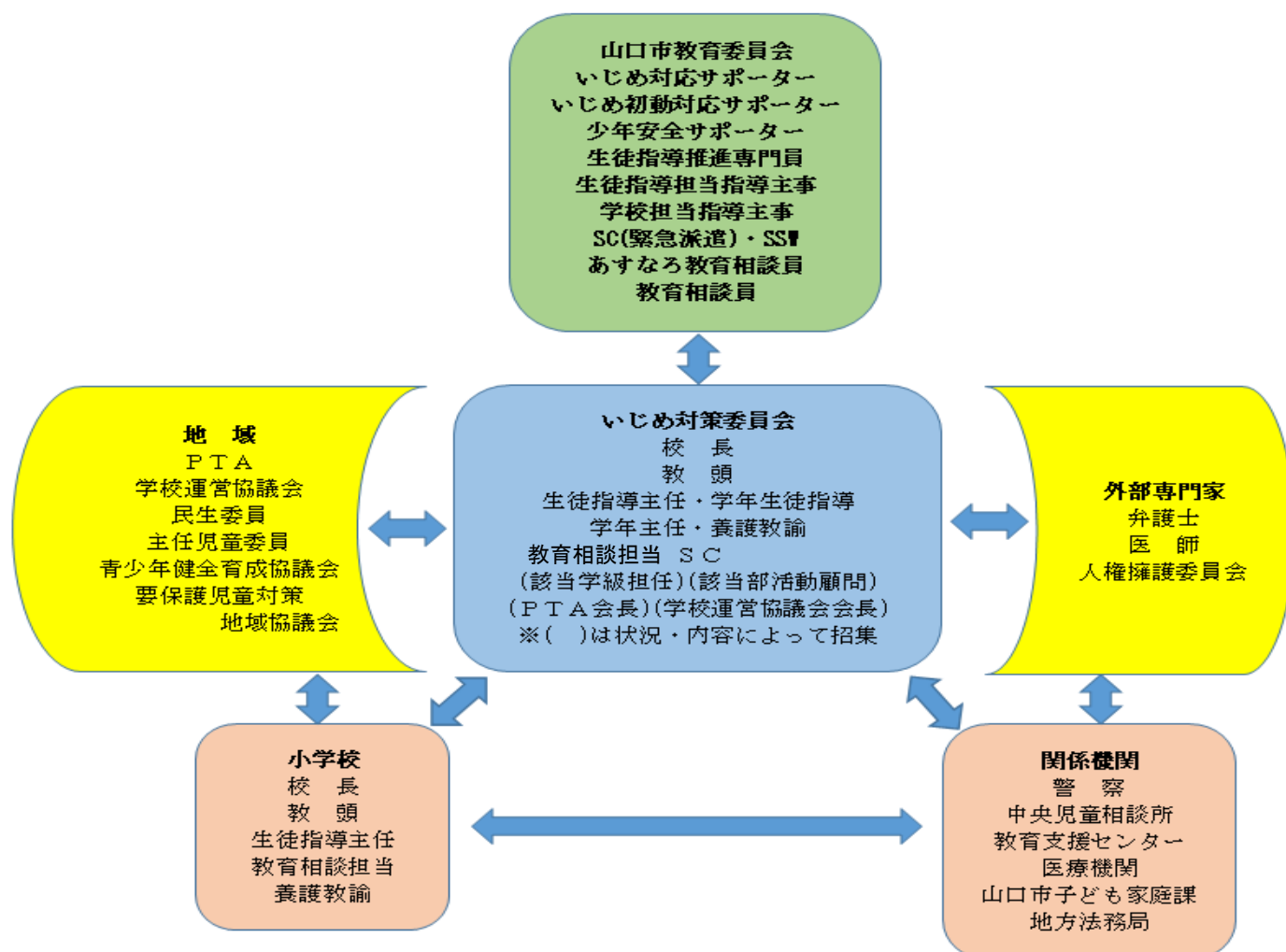
◎いじめを行った生徒への対応

いじめを受けた生徒を守るため、いじめを行った生徒に対しては教育的配慮のもとで保護者の理解・協力を十分得ながら、必要に応じて個別学習や出席停止の措置の活用等、毅然とした厳しい対応を行う。出席停止の措置を行った場合は、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該生徒の立ち直りを支援する。

◎学校全体としての対応

重大事態が発生した場合、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実にもとづかない風評等が流れたりする場合もある。学校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーの配慮に留意する。

いじめ対策組織図



いじめ防止基本方針 年間計画

	1 年	2 年	3 年	学校行事等	いじめ防止関係
4月	成長測定 各種検診 新入生歓迎会	成長測定 各種検診 新入生歓迎会	成長測定 各種検診 新入生歓迎会 立志式	始業式 入学式 新体力テスト 自転車点検	学校基本方針・組織の確認 生徒指導・教育相談部会(毎週火曜日)・あいさつ運動(週2回)・1日のふり返り(毎日)・生活アンケート(週1回)・「みんなあ」アンケート(月1回)
5月	KYT(交通安全)	KYT(交通安全)	KYT(交通安全)	中間テスト 学校運営協議会 交通教室	
6月	萩一日研修 KYT(薬物乱用防止教室・引き渡し訓練)	KYT(薬物乱用防止教室・引き渡し訓練) マナー講座	習熟度診断テスト KYT(薬物乱用防止教室・引き渡し訓練)	生徒総会 学期末テスト	教育相談 スマホ、ケータイ安全教室
7月	個人懇談	個人懇談	三者懇談	終業式 市秋季体育大会 クリーン作戦	生徒・保護者アンケート(前期)実施
8月	休業中当番活動 課題テスト	休業中当番活動 JRC トレーニングセンター 課題テスト 職場体験学習	習熟度診断テスト 関西校外学習	大殿地域協育ネット PTA 幹事会 小中合同運営協議会	教職員研修 OTK 活動(宿題やつつけ隊)(乳幼児との交流)(ちょうちんサポーター)
9月				始業式 体育祭 KYT(不審者対応教室・訓練)	OTK 活動(敬老会) いじめを考えるキャンペーン(わたしの行動宣言) いじめ防止標語募集
10月	学力定着状況 確認問題	学力定着状況 確認問題	習熟度診断テスト	中間テスト PTA 幹事会 文化祭	いじめ防止月間 文化祭で標語の披露 標語の学級掲示
11月	古熊神社相撲大会	古熊神社相撲大会	中学校音楽会 習熟度診断テスト 学期末テスト 進路説明会	生徒会役員選挙 避難訓練 人権教育参観日	全校あいさつ運動 教育相談 OTK 活動(ふるさとまつり) 人権講演会
12月	学期末テスト 個人懇談	学期末テスト 個人懇談	三者懇談	終業式	生徒保護者アンケート(後期)
1月	習熟度診断テスト	習熟度診断テスト	習熟度診断テスト 学年末テスト	始業式	OTK 活動(七草がゆ・昔遊び教室)
2月	学年末テスト	学年末テスト	習熟度診断テスト	学校運営協議会	教育相談 学校評価の実施 OTK 活動(大殿地域ロードレース)
3月	職業講話 クリーン作戦	立志式 クリーン作戦		KYT(火災避難訓練) 卒業式 修了式 離任式	来年度の方針・組織の提案

